

## 大阪府情報公開審査会答申（大個審答申第 418 号）

### 〔保護カード個人情報部分開示決定審査請求事案〕

（答申日：令和 7 年 11 月 5 日）

#### 第一 審議会の結論

大阪府警察本部長が行った部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に記載した情報については開示すべきである。

大阪府警察本部長が行ったその余の判断は、妥当である。

#### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和〇年〇月〇日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 76 条第 1 項の規定により、以下の内容で個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（個人情報開示請求の内容）

令和〇年〇月に私が〇〇警察署の警察官に保護された記録

- 2 実施機関は、令和 5 年 6 月 15 日付けで、法第 82 条第 1 項の規定により、本件請求に対応する行政文書として、

- ・保護カード（〇〇警察署：令和〇年〇月〇日・受理番号〇号）
- ・被保護者チェックカード（〇〇警察署：令和〇年〇月〇日）
- ・被保護者動静記録（〇月〇日）
- ・報告書（〇〇警察署：令和〇年〇月〇日）
- ・写真台紙

（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書のうち（1）に掲げる部分を除いた部分を開示することとする個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、（2）のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

##### （1）開示しないことと決定した部分

- ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影
- イ 担当者の判断
- ウ 内部調査（照会）に関する情報及び結果
- エ 請求者以外の者の情報（特定の個人を識別できるもの）
- オ 医師の診断等結果
- カ 捜査に関する情報
- キ 警察組織内部での連絡調整内容
- ク 保護室内の画像

##### （2）開示しない理由

- ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影

法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影が記載されており、これを開示することにより、当該警察職員及びその家族等に危害が加えられるおそれがあり、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

イ 担当者の判断

法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、担当者の判断が記載されており、これを開示することにより、今後同種の事案につき率直な判断を記載することを躊躇するようになるため、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 内部調査（照会）に関する情報及び結果

法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、警察組織内における調査内容（照会）及び結果に関する個人情報記載されており、これを開示することにより、適正な捜査活動に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

エ 請求者以外の者の情報（特定の個人を識別できるもの）

法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

本件対象文書には、開示請求者以外の者の情報が記載されており、これは開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

オ 医師の診断等結果

（ア）法第 78 条第 1 項第 1 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、開示請求者の生命、健康、生活を害するおそれのある個人情報記載されており、これを開示することにより、開示請求者の生命、健康、生活を害するおそれがある。

（イ）法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、診察した医師による診断名等が記載されており、これを開示することにより、今後、緊急措置診察や措置診察といった診療、指導等の事務を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがある。

カ 捜査に関する情報

法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、警察捜査に関する情報が記載されており、これを開示することにより捜査内容が露呈されると、適正な捜査活動に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

キ 警察組織内部での連絡調整内容

法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、警察組織内での連絡調整内容が記載されており、これは地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持など、事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

#### ク 保護室内の画像

法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する。

本件対象文書（不開示部分）には、保護室内部を撮影した画像であり、これを開示することにより、保護室内部の構造等が露呈されることとなり、自損行為や施設の破壊、収容者の奪還や保護室に対する襲撃等、犯罪行為を企図している者等において、手口を巧妙化させるなどの措置を講じられ、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

- 3 令和〇年〇月〇日、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、大阪府公安委員会に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第三 審査請求の趣旨

自分の個人情報の記載にもマスキングされています。

### 第四 審査請求人の主張要旨

（略）

### 第五 諮問機関の主張要旨

諮問機関の理由説明書における主張は、次のとおりである。

審査請求人が令和〇年〇月〇日付けで提起した、法第 82 条第 1 項の規定に基づく実施機関の本件処分に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問機関は、諮問実施時において、実施機関の弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る本件処分は法に基づき行われており、妥当であると考えている。

### 第六 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### 1 弁明の趣旨

実施機関の本件処分に違法、不当はない。との裁決を求める。

#### 2 本件処分の理由等

##### （1）本件処分の根拠規定について

##### ア 法第 78 条第 1 項について

法第 78 条第 1 項は、行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に同項各号に掲げる情報のいずれかが、含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨を定めたものである。

イ 法第 78 条第 1 項第 1 号について

法第 78 条第 1 項第 1 号は、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報として不開示となる情報についての規定であり、開示請求者（法第 76 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報は不開示となる旨を定めたものである。

ウ 法第 78 条第 1 項第 2 号について

法第 78 条第 1 項第 2 号は、開示請求者以外の個人に関する情報として不開示となる情報についての規定であり、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは、次のイからハまでに掲げる情報を除き、不開示となる旨を定めたものである。

「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容にかかる部分」

エ 法第 78 条第 1 項第 5 号について

法第 78 条第 1 項第 5 号は、公共の安全等に関する情報として不開示となる情報についての規定であり、行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示となる旨を定めたものである。

オ 法第 78 条第 1 項第 7 号について

法第 78 条第 1 項第 7 号は、事務又は事業に関する情報として不開示となる情報についての規定であり、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次のイからトまでに掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、不開示となる旨を定めたものである。

- 「イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」

### 3 不開示とした本件処分 of 適法性及び妥当性について

#### (1) 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影

警察業務は、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 2 条第 1 項に規定されているとおり、犯罪捜査及び警察規制等を目的としている。また、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）において、犯罪捜査権は主として警察官によって行使されることが予定されており、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の規定等に基づき、実力行使等の行政上の権限が警察官に与えられているところ、警察官は、犯罪現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者等と対峙して、逮捕や規制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手方個人や組織から反発、反感を招きやすいものである。また、警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は、一般市民にとっては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人や組織にとっては、貴重な情報となることがあり、そのような情報が犯罪組織等に入手されることを防止する必要がある。このように、警察の業務は、相手方からの反発、反感を招きやすく、警察職員は攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、その氏名等を公にすることにより、個人が特定され、当該警察職員やその家族が襲撃を受ける等危害が加えられ、ひいては、公共の安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがある。とりわけ、警部補以下の警察職員の場合は、現に職務質問等の街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している、以前にこれらの職務に従事していたことがある、又は重要事件等発生若しくは所属内での配置変更等によりこれらの職務に従事することが予想されるなどから、氏名等を不開示とする必要があるというべきであり、警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影は、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する情報であるといえる。

#### (2) 担当者の判断

当該部分には、本件保護取扱いについて警察官としての専門的見地に基づき判断した内容等が記載されており、これを開示することにより、保護の判断基準等を推測されるなどのおそれがあり、今後当該若しくは同種の事案につき、率直な判断を記載することを躊躇するようになるため、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報であるといえる。

(3) 内部調査（照会）に関する情報及び結果

当該部分には、警察組織内部における調査内容（照会）及び結果に関する情報が記載されており、これを開示することにより、警察組織内部においてどのような調査（照会）が行われたかなどを明らかにすることとなり、適正な捜査活動に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する情報であるといえる。

(4) 請求者以外の者の情報

当該部分には、開示請求者以外の者の情報が記載されており、これを開示することにより、特定の個人を識別することができ、同人の権利利益が損なわれるおそれがあることから法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する情報であるといえる。

(5) 医師の診断等結果

当該部分には、医師の診断等の結果が記載されており、これを開示することにより、開示請求者の健康状態に悪影響を及ぼすおそれがあるなど、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあることから法第 78 条第 1 項第 1 号に該当し、併せて、同診断等の結果を開示することにより、診断基準等が明らかになり、今後、緊急措置診療や措置診療といった診療、指導等、当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報であるといえる。

(6) 捜査に関する情報

当該部分には、捜査に関する情報が記載されており、これを開示することにより、捜査内容が露呈されると、適正な捜査活動に支障を及ぼすなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する情報であるといえる。

(7) 警察組織内部での連絡調整内容

当該部分には、警察組織内部での連絡調整に関する情報が記載されており、これを開示することにより、警察組織内部でどのような連絡が行われたかが明らかとなり、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報であるといえる。

(8) 保護室内の画像

当該部分は、保護室内部を撮影した画像であり、これを開示することにより、保護室内部の構造等が明らかになると、自損行為や施設の破壊、収容者の奪還や保護室に対する襲撃等、犯罪行為を企図している者等において、当該行為を容易にするおそれがあるなど、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及

ばすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する情報であるといえる。

#### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、〇〇と主張するが、不開示とした部分の情報が、それぞれ法第 78 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 7 号に該当することは前記第六の 3 のとおりであることから、審査請求人の主張は認められない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件処分は法の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

### 第七 審議会の判断理由

#### 1 本件処分に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、前記第六のとおり、本件対象文書の不開示部分について、

- ・「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影」「内部調査（照会）に関する情報及び結果」「捜査に関する情報」及び「保護室内の画像」は法第 78 条第 1 項第 5 号に該当する情報
- ・「担当者の判断」及び「警察組織内部での連絡調整内容」は法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する情報
- ・「請求者以外の者の情報」は法第 78 条第 1 項第 2 号に該当する情報
- ・「医師の診断等結果」は法第 78 条第 1 項第 1 号及び第 7 号に該当する情報

と主張している。そこで、開示請求に係る保有個人情報の原則開示義務を実施機関等に課す同条第 1 項の趣旨及び本件対象文書を見分した結果を踏まえて、以下のとおり、上記の同項各号に係る不開示情報該当性について主に検討する。なお、本件対象文書の特定の仕方について、特段不合理な点は認められない。

#### (1) 「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影」「内部調査（照会）に関する情報及び結果」「捜査に関する情報」及び「保護室内の画像」

##### ア 法第 78 条第 1 項第 5 号について

法第 78 条第 1 項第 5 号は、地方公共団体の機関等が、開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報について、不開示情報であると規定している。

ここでいう「支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示又は不開示の判断については、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、地方公共団体の機関等の第一次的な判断を

尊重する趣旨であると解されている。

イ 法第 78 条第 1 項第 5 号の該当性について

(ア)「警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影について」

一般に警察職員は、他の公務員と異なり犯罪捜査や警察規制に係る取締りに従事することを本分としており、犯罪捜査や取締りの現場において、相手方の反発や反感を招きやすい立場にある。

それゆえ、その氏名等個人の特定につながる情報を開示すると、警察職員に報復を企てる者等からの加害行為を容易にするなど、警察職員及びその家族に対して危害が及ぶ可能性があり、ひいては犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に具体的な支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(イ)「内部調査（照会）に関する情報及び結果」について

警察が保有する内部調査に係るデータについては、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持のために警察組織で保有、活用しているものであり、これらを開示すると、内部調査に係るデータ、その照会手法や組織の体制等が容易に推測され、犯罪の予防等に具体的な支障を及ぼすおそれがあると一般的に認められることから、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(ウ)「捜査に関する情報」について

当該箇所には捜査に関する状況が記載されており、これらは現に捜査をしている状況なども含まれ得ることから、開示することにより、今後、警察内部における捜査事項や手法等が露呈し、適正な捜査活動に具体的な支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(エ)「保護室内の画像」について

当該画像には、警察の保護に実際に使用される保護室内の様子写っており、それを開示すると、被保護者による保護室内の備品を用いた自損行為や施設の破壊行為等を容易にするなど、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に具体的な支障を及ぼすおそれがあることから、法第 78 条第 1 項第 5 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(2)「担当者の判断」及び「警察組織内部での連絡調整内容」

ア 法第 78 条第 1 項第 7 号について

法第 78 条第 1 項第 7 号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからトまでを例示的に掲げている。

法第 78 条第 1 項第 7 号イからトまで以外については、同号柱書所定の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

として、不開示情報該当性の判断を行うとされている。

イ 法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性について

(ア)「担当者の判断」について

「担当者の判断」には、事案に対する担当警察官の判断、所見が記載されており、これらを開示すれば、今後、担当者は自身の判断について率直な評価や判断を記載することに躊躇するなど、当該事務又は事業の性質上、被保護者を適切に保護し、然るべき措置を行う業務の事務の公正かつ適切な執行に具体的な支障を及ぼすおそれが蓋然性をもって認められることから、法第 78 条第 1 項第 7 号の該当性が認められる箇所がある。

しかし、「担当者の判断」の一部には、客観的事実の記載、審査請求人が本件保護取扱時に既に知り得る情報又は本件対象文書内で既に開示されている情報に相当するものの記載が認められる。

これら記載箇所については、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある個人情報に該当するとは認められないことから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとの実施機関の主張は認められず、他の不開示情報にも該当しないことから、当該箇所については開示することが妥当である。

(イ)「警察組織内部での連絡調整内容」について

当該箇所には、警察組織内部における情報伝達の方法や業務処理の内容が記載されており、これらを開示すれば、内部の体制や処理方法が容易に推察され、警察活動の妨害を企図する個人や組織が対抗措置や防衛措置を講じることにつながるおそれが蓋然性をもって認められ、これらを開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれが蓋然性をもって認められることから、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3)「請求者以外の者の情報」

ア 法第 78 条第 1 項第 2 号について

法第 78 条第 1 項第 2 号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、同号ただし書である、

「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規

定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分」

の個人情報に該当する場合は不開示情報から除くとしている。

イ 法第78条第1項第2号の該当性について

「請求者以外の者の情報」には、実際のところ、審査請求人以外の関係者の個人情報が記載されており、それらの情報はまさしく、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、法第78条第1項第2号ただし書に該当するものは含まれていないことから、法第78条第1項第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 「医師の診断等結果」

ア 法第78条第1項第1号について

法第78条第1項第1号は、開示請求者（法第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求を行う場合には、当該本人をいう。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報を不開示情報として規定している。

イ 法第78条第1項第1号の該当性について

緊急措置入院における診断名の取扱いについて、令和5年4月から、都道府県知事による緊急措置入院がなされた場合、入院理由等については、被保護者等に通知するよう、法令が改正されている（令和4年法律第104号による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2第4項）。

このことから、この改正の趣旨に照らせば、警察官職務執行法第3条第1項第1号に基づいて警察官により保護されている審査請求人に対して、保護当時の医師による診断等結果を開示しても、同人の健康状態に直ちに悪影響を及ぼすとは考えにくいことから、法第78条第1項第7号に該当するとの実施機関の主張は認められない。

ウ 法第78条第1項第7号について

前記（2）アに同じ

エ 法第78条第1項第7号の該当性について

緊急措置入院における診断名の取扱いについては、前記イで述べたとおりであるため、医師の診断等結果を明らかにしたからといって、今後の緊急措置診察や措置診察などの当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないことから、法第78条第1項第7号に該当するとの実施機関の主張は認められない。

よって、「医師の診断等結果」は実施機関が主張する、法第78条第1項第1号及び第7号のいずれにも該当せず、また、その他の不開示情報にも該当しないことから、開示することが妥当である。

2 結論

以上のとおりであるから、「第一 審議会の結論」のとおり答申するものである。

(答申に関与した委員の氏名)

重本 達哉、三成 美保、池田 晴奈、石塚 武志、竹村 登茂子、結城 圭一

別表

本件対象文書	開示が妥当と判断した部分
保護カード 作成所属 ○○警察署 管理番号 ○○	○医師の診断等結果部分 2 頁目 下部「○○」欄 ○担当者の判断部分 2 頁目 中央「○○」欄 3 頁目 (別紙) 9 行目 27 文字目から全文 同 上 10 行目 1 文字目から 6 文字目
被保護者動静記録表	○担当者の判断部分 2 頁目 中央「○○」欄 (午前○時○分記載部分)
報告書	○担当者の判断部分 1 頁目 30 行目 11 文字目から 17 文字目 2 頁目 15 行目 4 文字目、5 文字目 同 上 29 行目 3 文字目から 22 文字目 同 上 30 行目 22 文字目、23 文字目 同 上 30 行目 33 文字目から全文 同 上 31 行目全文